

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部資源開発課）

項目名	海外投資等損失準備金の延長		
税目	法人税 租税特別措置法第55条 租税特別措置法施行令第32条の2 租税特別措置法施行規則第21条		
要望の内容	適用期限を2年間延長し、令和8年3月31日までとする。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	ー 百万円 ( ▲2,000 百万円) ( ー 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由

## (1) 政策目的

エネルギー政策において、石油・天然ガスは2030年度の一次エネルギー供給においても合計約5割を占める見通しであり、重要な燃料である。他方、世界的な脱炭素化によりダイベストメントが進行し、気候変動対策への社会的な関心・要請の高まりにより事業者のリスクテイクが乏しくなっている。また、世界的なカーボンニュートラルの流れを受けて、石油・天然ガスに関する供給国の政策予見性の低下や、価格ボラティリティの増大等が生じている。

こうした中、ロシアによるウクライナ侵略によって世界の供給余力は減少し、世界的にも油価・ガス価格の高騰等が生じた。我が国においても、燃料価格や電気料金等の高騰、これらに伴う物価高騰など大きな影響を受けている。これらにより、エネルギー・セキュリティの重要性が再認識されたところ。

2023年5月に開催されたG7広島首脳サミットにおいても、各国のエネルギー事情、産業・社会構造及び地理的条件に応じた多様な道筋を認識しつつ、ネット・ゼロという共通目標につなげることや、ガス部門への投資が現下の危機及びこの危機により引き起こされる将来的なガス市場の不足に対応するために適切であることが認識されている。

我が国においても、いかなる情勢変化へ柔軟に対応するための基盤をより強固なものとするため、石油・天然ガスの権益取得や調達先の多角化を進め、自主開発比率を可能な限り高めていくことがこれまで以上に重要となっている。

また、金属鉱物についても、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であるが、同様にほぼ全量を海外からの輸入に依存していることや、国際市況の不安定化、探鉱開発プロジェクトの奥地化・深部化、資源国におけるナショナリズムの高まり等によるサプライチェーンの脆弱性に加え、国内外での脱炭素化の動きに伴う金属鉱物資源を巡る各国の資源獲得競争が激化するなど、安定供給確保においてリスクを抱えている。

エネルギー・資源の自主開発等の推進を通じて、これら課題を克服し、我が国の石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の長期かつ持続的な安定供給を維持・確保する必要がある。

## (2) 施策の必要性

資源のほぼ全量を海外からの輸入に依存する我が国において、資源の安定的かつ低廉な調達を行うためには、国際市場から調達するのみならず、我が国企業が海外での資源権益を確保し、直接その操業に携わることで、生産物の引取りを行う自主開発の推進を図ることが極めて重要である。

他方で、石油・天然ガスや鉱山における探鉱・開発といった資源開発事業は、多い場合は数兆円規模の巨額の資金が必要となる上、数多くのリスクが存在する。例えば、探鉱を開始したにもかかわらず資源が見つからないといった探鉱リスク、コスト上昇やスケジュール遅延といった操業リスク、政情不安や為替変動といったカントリーリスクが代表的なものである。

国営企業を持たない我が国において、エネルギーの安定供給と鉱物資源の供給源確保を実現するためには、リスクの高い資源開発事業に対する民間企業の投資を促進することが不可欠である。このため、民業補完として独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構や株式会社国際協力銀行による出資や融資等の量的支援を行うことに留まらず、本制度により事業失敗等の将来損失に備えるとともに、民間企業のキャッシュフローを改善することで、継続的な探鉱・開発活動を後押しすることが引き続き必要である。

<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月16日閣議決定）</p> <p>第3章 我が国を取り巻く環境変化への対応</p> <p>1. 国際環境変化への対応</p> <p>(3) エネルギー安全保障の強化</p> <p>ロシアのウクライナ侵略によって国際的なエネルギー市場が混乱する中、我が国では、エネルギー価格の高騰や国内における電力やガスの需給ひっ迫の懸念など、エネルギー危機が危惧される緊迫した状況にある。安定的で安価なエネルギー供給は、国民生活、社会・経済活動の根幹であり、脱炭素化の取組とともに、エネルギー危機に耐え得る強靱なエネルギー需給構造に転換していく必要がある。</p> <p>世界の資源・エネルギー情勢がより複雑かつ不透明となる中、資源の大部分を海外に依存する我が国においては、石油・天然ガス、金属鉱物資源の安定供給確保のため、国が前面に立って資源外交を行うほか、政府系機関を通じた支援強化の取組を進める。加えて、アジア各国と連携したLNGの確保などアジア全体でのエネルギーの安定供給を図るとともに、同志国等との協調などを通じて重要鉱物の安定供給の確保に取り組む。</p> <p>また、レアメタル権益の確実な確保に向けた支援措置など安定供給体制の強化や、メタンハイドレート、海底熱水鉱床、レアアース泥等の国産海洋資源の確保に取り組む。</p> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和5年6月16日閣議決定）</p> <p>IV. GX・DX等への投資</p> <p>2. GX・エネルギー安全保障</p> <p>(1) エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXに向けた脱炭素の取組</p> <p>⑥ 資源確保に向けた資源外交など国の関与の強化</p> <p>i) 資源の安定供給確保</p> <p>不確実性が高まるLNG市場の動向を踏まえ、長期間の備蓄が困難というLNGの性質を考慮し、民間企業の調達力を活かす形で、戦略的余剰LNGを構築する等、政策を総動員して安定供給確保を目指す。</p> <p>○G7 広島首脳コミュニケ（2023年5月20日）（仮訳）</p> <p>&lt;エネルギー&gt;</p> <p>パリ協定の我々のコミットメントに合致した形で、エネルギー節減及びガス需要の削減を通じたものを含め、ロシアのエネルギーへの依存からのフェーズアウトを加速すること、及びエネルギー供給、ガス価格及びインフレーション、並びに人々の生活へのロシアによる戦争の世界的な影響に対処することが必要である。この文脈において、我々は、液化天然ガス（LNG）の供給の増加が果たすことのできる重要な役割を強調するとともに、ガス部門への投資が、現下の危機及びこの危機により引き起こされ得る将来的なガス市場の不足に対応するために、適切であり得ることを認識する。</p> <p>○GX 実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定）</p> <p>2. エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXに向けた脱炭素の取組</p> <p>(2) 今後の対応</p> <p>6) 資源確保 に向けた資源外交 など国の関与の強化</p>
-----------------------------	------------	--------------------------	---

ロシアによるウクライナ侵略を契機に世界のLNG供給余力がより減少するなど、世界の資源・エネルギー情勢がより複雑かつ不透明となる中、資源の大部分を海外に依存する我が国においては、化石燃料と金属鉱物資源等の安定供給確保のため、国が前面に立って資源外交を行う必要がある。

○エネルギー基本計画（令和3年10月22日閣議決定）

5. 2050年を見据えた2030年に向けた政策対応

(9) エネルギー安定供給とカーボンニュートラル時代を見据えたエネルギー・鉱物資源確保の推進

カーボンニュートラルへの道筋に様々な不確実性が存在する状況においても、エネルギー・セキュリティの確保に際しては一切の妥協は許されず、必要なエネルギー・資源を安定的に確保し続けることが国家の責務である。昨今の中東情勢の変化や新興国の需要拡大、シーレーンの不安定化、戦略物資を巡る国際的な緊張の高まり等も踏まえ、石油・天然ガスや金属鉱物資源等の海外権益獲得や国内資源開発を通じた安定供給確保は、国民生活及び経済活動の観点から重要であり、引き続き確実に達成する必要がある。

こうした状況を踏まえ、①足下で必要な石油・天然ガス等の更なる安定的な確保、②電化等で需要が拡大するレアメタル等の金属鉱物資源の更なる安定的な確保、③脱炭素燃料・技術の導入・拡大について、資源・燃料政策として一体的に捉え、我が国が資源・エネルギーの安定供給に万全を期しつつ、カーボンニュートラルへの円滑な移行を実現するための包括的な政策を推進する。

②石油・天然ガス等の自主開発の更なる推進

石油・天然ガスのほぼ全量を輸入に依存する我が国は、輸入依存度が高いことによる調達における交渉力の限界や、中東情勢等により影響を受けやすいという構造的課題を抱えている。こうした中で、石油・天然ガスの安定供給確保のためには、我が国企業が直接その開発・生産に携わる海外の上流権益確保と国内資源開発を通じた自主開発を進めることが極めて重要である。そのため、我が国として、内閣総理大臣を筆頭とした資源外交やJOGMECによるリスクマネー供給等を通じて、我が国企業による自主開発を推進してきた。

一方、新型コロナウイルス感染拡大に端を発した油価低迷による上流投資の減少、中東情勢の不安定化や南シナ海・東シナ海での緊張の高まりに伴うシーレーンリスクの高まり、さらには2020年10月の2050年カーボンニュートラル宣言や2021年4月の2030年度の新たな温室効果ガス排出削減目標の表明など、石油・天然ガスを取り巻く国内外の情勢は大きく変化した。

こうした中であっても、石油・天然ガスの安定供給確保の重要性は全く変わるものではなく、むしろ、いかなる情勢変化にも柔軟に対応するための基盤として、世界的な環境意識の高まりも踏まえつつ、自主開発比率を可能な限り高めることの重要性が一層増している。このため、石油・天然ガスの安定供給確保に向けて、引き続き資源外交の推進やJOGMECによるリスクマネーの供給等により、自主開発を推進し、石油・天然ガスの自主開発比率（2019年度は34.7%）を2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げることを目指す。

⑥鉱物資源の確保

鉱物資源は、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であり、カーボンニュ

			<p>         一トラルに向けて需要の増加が見込まれる再生可能エネルギー関連機器や電動車等の製造に不可欠である。特に、工ネルギーの有効利用の鍵となる蓄電池、モーター、半導体等の製造には、銅やレアメタル等の鉱物資源の安定的な供給確保が欠かせない。他方、鉱物資源は、鉱種ごとに埋蔵・生産地の偏在性、中流工程の寡占度、価格安定性等で状況が異なり、上流の鉱山開発から下流の最終製品化までに多様な供給リスクが存在している。       </p> <p>         これまで国は、JOGMEC を通じた海外権益確保へのリスクマネー供給や資源探査等を通じて、我が国企業による鉱物資源の安定的な供給確保を支援してきた。他方、資源ナシヨナリズムの高まりや開発条件の悪化等により、資源開発リスクは引き続き上昇傾向にある。また、一部のレアメタルについては、上流のみならず中流工程についても特定国による寡占化が進みつつあるという課題もある。このため、引き続き JOGMEC を通じた継続的な資源探査や開発に係る正確な情報の収集・発信等に取り組みつつ、特に需要の急増が見込まれ、供給途絶が懸念される鉱種については、リスクマネー支援を強化する。       </p> <p>         国内非鉄製錬所は、鉱物資源のサプライチェーンの要として、高品質な金属地金供給、鉱石等の副産物であるレアメタル回収、使用済製品のリサイクルによる資源循環等重要な機能を担っている。他方、鉱石等の品位低下や新興国の需要拡大に伴う国際的な競争激化等を経て、この非鉄製錬所を取り巻く環境は厳状なりと需の急激な変動リスク等を低減する強靱なサプライチェーンの構築により、特定国に依存しない強靱なサプライチェーンの構築に取り組む。また、各非鉄製錬所の得意分野を活かしたリサイクル資源の最大限の活用、製錬等のプロセス改善・技術開発による回収率向上、企業間連携・設備導入等による生産性向上等のための投資を促進していく。さらに、海外からの供給リスクを大きく低減するため、レアメタルの使用量低減技術やその機能を代替する新材料開発に向けた取組の更なる支援を行う。       </p> <p>         レアメタルの短期的な供給途絶対策である備蓄制度については、需要家のニーズの変化や鉱種ごとの供給動向等も踏まえ、必要な備蓄量を確保するとともに、備蓄鉱種を柔軟に入れ替えるなど、機動的な対応が可能となるよう、不断に制度の改善を行っていく。       </p> <p>         こうした施策に加え、首脳・閣僚レベルを始めとする包括的資源外交を重層的に展開することにより、ベースメタルの自給率（2018年度は50.1%）については、引き続き2030年までに80%以上を目指す。さらに、リサイクルによる資源循環を促進することによって、我が国企業が権益を有する海外自山鉱等からの調達確保を合わせて2050年までに国内需要量相当のベースメタル確保を目指す。なお、レアメタルについては、ベースメタル生産の副産物であることが多く、権益比率とは関係なくオフテイク権が設定されることが多いことから、一律の自給率目標は設けず、鉱種ごとに安定供給確保に取り組んでいく。       </p>
--	--	--	--

		<p>○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げる。</p> <p>○金属鉱物 我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる」を設定）。</p> <p>※石油・天然ガスの自主開発比率 輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の割合。</p> <p>※鉱物資源（ベースメタル）の自給率 金属需要に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。「金属需要量」については、鉄鉱・非鉄金属・金属製品統計（経産省）及び貿易統計（財務省）による。「我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量」及び「国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量」については、事業者からの聞き取り調査による。</p>
	租税特別措置の適用又は延長期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日（2年間）
	同上の期間中の達成目標	<p>○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を引き上げる。</p> <p>○金属鉱物 我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する。</p>
	政策目標の達成状況	<p>○石油・天然ガスの自主開発比率</p> <p>平成29年度：26.6% 平成30年度：29.4% 令和元年度：34.7% 令和2年度：40.6% 令和3年度：40.1% 令和4年度：33.4%</p> <p>○鉱物資源（ベースメタル）の自給率</p> <p>平成29年度：50.6% 平成30年度：50.2% 令和元年度：52.1% 令和2年度：50.4% 令和3年度：45.8%</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>今後、中東、東南アジア、中南米等の地域で本税制を活用した探鉱・開発が行われる見込み。</p> <p>○適用事業者（法人）数 令和6年度：2社 令和7年度：2社</p> <p>○適用事業者（法人）の範囲 令和6年度：鉱業、石油製品製造業等 令和7年度：鉱業、石油製品製造業等</p> <p>※租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第211回国会提出）における令和元年度～令和3年度実績の平均値を算出し、この水準が令和6年度～令和7年度についても継続するものと推定。</p>

		<p>要望の措置の 効果見込み (手段としての有効性)</p>	<p>本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。</p> <p>租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第211回国会提出）によると、本制度の適用事業者（法人）数は、令和元年度～令和3年度の平均で2社、また、本制度の適用額は、令和元年度～令和3年度の平均で約54億円となっている。この間、法人実効税率は約30%で推移していたことを踏まえると、単純計算で、1社あたり年間で約8億円ものキャッシュフロー改善効果が生じることが見込まれる。</p> <p>資源の探鉱・開発段階は、他のプロジェクト（生産段階）からのキャッシュインがあるものの、継続的に巨額のキャッシュアウトに耐えなければならないフェーズであるが、そうした状況においても、本制度によるキャッシュフロー改善効果により、我が国企業による資源探鉱・開発投資を維持するとともに、新たな資源探鉱・開発投資の促進が図られている。</p> <p>石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源（ベースメタル）の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては上昇傾向にあり、本制度は政策目標の達成に関して有効であると考えられる。</p>
相当性	<p>当該要望項目以外の税制上の措置</p>		<p>探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除</p>
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>		<p>○石油・天然ガス ・独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構海外探鉱等事業への出資（令和5年度予算額：479億円） ・独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構海外の天然ガス資産開発・液化等出資（令和5年度予算額：1,270億円）</p> <p>○金属鉱物・ウラン ・独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の海外探鉱等事業への出融資（令和5年度予算額：117億円） ・独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の海外ウラン探鉱支援事業（補助金）（令和5年度予算額：4.3億円）</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>		<p>我が国企業は、生産規模や財務基盤が欧米資源メジャーや新興国の国営石油企業と比べて小さいため、単独での権益取得や探鉱・開発事業の実施が困難となる場合がある。独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構による出資等は、こうした巨額の資金が必要な場合において、我が国企業と共同で出資等を行うものである。</p> <p>一方、海外投資等損失準備金制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、キャッシュフロー改善効果から、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。</p> <p>予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要することが一般的であるが、税制措置は、税法上の要件を満たすことによりそのインセンティブが直ちに確定することから、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、より機動的で的確な政策手段となっている。</p> <p>また、海外投資等損失準備金制度では、プロジェクトが失敗した場合は一括で取崩し（益金算入）、プロジェクトが失敗することなく据置期間（5年）を経過した場合、その後5年にわたり均等に取崩し（益金算入）をすることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置であると考えられる。</p> <p>なお、リスクの高い探鉱・開発事業は、新規企業の参入障壁が高いものであり、また、我が国では、国際競争力の強化とい</p>

		<p>った観点から、これまでに企業の統合・再編が進み、結果的に本制度の適用者数が少なくなっているという事情がある。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>○適用事業者（法人）数  平成 29 年度： 5 社  平成 30 年度： 2 社  令和元 年度： 3 社  令和 2 年度： 2 社  令和 3 年度： 2 社</p> <p>○損金算入額  平成 29 年度： 2,574 百万円  平成 30 年度： 18,093 百万円  令和元 年度： 6,620 百万円  令和 2 年度： 1,253 百万円  令和 3 年度： 8,473 百万円</p> <p>○減収額  平成 29 年度： 602 百万円  平成 30 年度： 4,198 百万円  令和元 年度： 1,536 百万円  令和 2 年度： 291 百万円  令和 3 年度： 1,966 百万円</p> <p>○適用事業者（法人）の範囲  平成 29 年度： 鉱業、石油製品製造業等  平成 30 年度： 鉱業、石油製品製造業等  令和元 年度： 鉱業、石油製品製造業等  令和 2 年度： 鉱業、石油製品製造業等  令和 3 年度： 鉱業</p> <p>※適用事業者（法人）数、損金算入額、適用事業者（法人）の範囲については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 211 回国会提出）における令和元年度～令和 3 年度実績をもとに作成。  ※減収額については、上記損金算入額に対して各年度の法人税率を乗じることで算出。</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>租税特別措置法第 55 条、第 68 条の 43  適用件数： 2 件  適用額： 8,473 百万円</p> <p>※令和 3 年度の適用状況</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>石油・天然ガスの自主開発比率は、平成 29 年度の 26.6%から、令和 4 年度には 33.4%に上昇している。  鉱物資源（ベースメタル）の自給率は、平成 29 年度は 52.1%であり、令和 3 年度は 45.8%となっている。過去数年間の資源価格低迷により上流権益獲得が進まず、直近の自給率が低下している。  石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源（ベースメタル）の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては、上昇傾向にあり、本制度は、政策目標の達成に関して有効であると考えられる。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>我が国企業による探鉱・開発事業のため投資活動の促進を図ることにより自主開発比率を引き上げる。</p>



	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>○石油・天然ガスの自主開発比率の達成度 令和4年度時点で66.8% (=33.4%/50%)</p> <p>○鉱物資源（ベースメタル）の自給率の達成度 令和3年度時点で57.3% (=45.8%/80%)</p> <p>※資源開発は、初期探鉱から生産開始に至るまで最低でも10年程度を要する。また、資源の輸入量は景気動向や資源価格の変動の影響を受ける場合がある。したがって、石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源（ベースメタル）の自給率の推移については、このような事象を考慮する必要がある。</p> <p>※いずれにせよ、石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源（ベースメタル）の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては、上昇傾向にある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>【年度】 【要望等の内容】</p> <p>昭和39年度 「海外投資損失準備金」創設（3年間）</p> <p>昭和42年度 延長（2年間）</p> <p>昭和44年度 延長（2年間）</p> <p>昭和45年度 「石油開発投資損失準備金」創設（2年間）</p> <p>昭和46年度 石油開発投資損失準備金を「資源開発投資損失準備金」に改組（3年間）</p> <p>昭和48年度 海外投資損失準備金と資源開発投資損失準備金を統合し、「海外投資等損失準備金」に改組</p> <p>昭和49年度 延長（2年間）</p> <p>昭和51年度 延長（2年間）（開発の積立率：50%→40%）</p> <p>昭和53年度 延長（2年間）</p> <p>昭和55年度 延長（2年間）</p> <p>昭和57年度 延長（2年間）</p> <p>昭和59年度 延長（2年間）</p> <p>昭和61年度 延長（2年間）</p> <p>昭和63年度 延長（2年間）</p> <p>平成2年度 延長（2年間）</p> <p>平成4年度 延長（2年間）</p> <p>平成6年度 延長（2年間）</p> <p>平成8年度 延長（2年間）</p> <p>平成10年度 延長（2年間）（開発の積立率：40%→30%）</p> <p>平成12年度 延長（2年間）</p> <p>平成14年度 延長（2年間）</p> <p>平成16年度 延長（2年間）</p> <p>平成18年度 延長（2年間）</p> <p>平成20年度 延長（2年間）</p> <p>平成22年度 延長（2年間）（探鉱の積立率：100%→90%） （石炭、木材を除外）</p> <p>平成24年度 延長（2年間）</p> <p>平成26年度 延長（2年間）</p> <p>平成28年度 延長（2年間）（探鉱の積立率：90%→70%）</p> <p>平成30年度 延長（2年間）（探鉱の積立率：70%→50%） （開発の積立率：30%→20%）</p> <p>令和2年度 延長（2年間）</p> <p>令和4年度 延長（2年間）</p>